



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第328号

(創刊 1988.12.14)

2017.01.08.

平成 29 年 新年のご挨拶

連協の皆さま、新年あけましておめでとうございます。事業者は一昨年に東京オリンピック開催決定を背景に突然、土地収用法をふりかざし強引に圏央道の盲腸線である横環南の事業告示を行い、道路予定地を、有無を言わず取り上げにかかりました。

第三者としての社会資本整備審議会の力を借りて決定したのです。ところがその議事録はいわゆる「のり弁」です。私達はこの事業が地域住民にとって如何に有害で、法的に問題があると訴え続けてきましたが公益性と比較してどのように判断されたか全く無視されたままです。

私達、連協は「白紙撤回を含む抜本的見直し」を求めこの28年間追及してきました。今まで関わってきた諸先輩のお蔭で供用を20年も先延ばしさせて来たのです。事業者にとって住民を騙して始めたこの事業は、公共事業という名のもとにすべてを押しつけて体裁を整えているに過ぎません。世の中はこの20から30年の間に大きく変わりました。物の生産と輸出ではなく、知的財産でのやり取りに向かいつつあります。

人口減少のみならず、特に横浜南部は高齢化率が特に高く、また若年層も含め情報過多の中、外に出かける人口が減少し車離れの時代に入りつつあると新聞も訴えています。何と団塊の世代の頃に比べれば出生率が半減(200万人→100万人/年)しているのです。このような状況下で国交省も将来交通量予測の基準を未だに平成17年の調査結果(5年毎に行われる「交通センサス」といいます)に拘っているのです。

真の将来予測では事業化が否定されるからです。一方、住宅の高齢化による空き家が最近問題になっていますがその陰ではマンション建設を繰り返しています。まさに道路も実に同じ構図になっているのです。

何が問題なのか建設を目の当たりにしている我々でよく考えてみましょう。何かがおかしいのです。気が付いた人から声を挙げましょう。これを世間に訴えることこそが間近に見ている人の役目です。今からでも遅くはありません。

大事なことは、如何に事業者に対しその間違いを主張してきたか、事業者が如何に隠してきたか、騙してきたか、ウソをついてきたかを後世に伝え、また我々の仲間と共有して同じ過ちを繰り返させないようにすることです。決して我々の28年間の努力を無駄にしてはなりません。

これからは今までの当初の目標を忘れることなくこの良い住環境を如何に守るか具体的に事業をチェックし住民の要望を届けることが最大の仕事になります。

連協はそれに対応できるよう組織も変えて皆さまの期待に応えていく所存ですのでどうぞ応援のほどよろしく願いいたします。
(会長 比留間 哲生)



進まぬ質問・回答会議

遅々として進まない質問・回答会議であるが、12月20日に前回の質問・回答会議の積み残し分について開催した。当日連協側は湘南桂台を中心に約50名の参加があった。

はじめに本年6月に行われた上郷公田線上郷・桂台地区の整備計画説明会で配布された資料に基づき、7月に提出した質問に対する回答が横浜市からあった。

周辺道路の状況、整備効果、計画交通量及び道路構造等の質問に対し市側の回答内容は従来とほとんど変わらないものであった。参加者から現計画は住民への配慮が全くなく、今後とも住民の意見を取り入れ検討して欲しい旨を強く訴えた。また地表部は全線掘割・蓋賭けにするなど現状を壊す計画は絶対受け入れがたいとの意見が多く出た。

当日の会議からも伺えるように今なお住民は多くの不安や疑問を抱えていることから、今後もこの会議を継続していくとともに、沿線各住民団体の参加を強く願うところである。

道路が出来てからでは何を言ってもダメ。今こそ当局との会議を重ね住民の要望を実現化していく必要があるだろう。

(西ヶ谷 高村)

横環南線地権者

トラストの会総会開催

横浜環状道路(圏央道)南線建設用地買収に抵抗する地権者トラストの会第22回総会は2016年12月18日、250名(委任状を含む)参加を得て、朝日平和台集会所で開催された。

会議冒頭、連協と地権者トラストの司法闘争を主導されてきた故・永田親義前トラスト会長への黙祷が捧げられた。

横環南線各地での工事開始を受ける中で、の今期総会は、

1. 事業認定告示後、事業者からの小菅ヶ谷、田谷、原宿のトラスト地権者へ事業者から個別に協力要請が開始されていること。
2. トラストの会新会長に比留間哲生連協会長が就任。各地の土地収用対策の経験に学びつつ、強制収用に対しては法に準拠しながら、徹底して抵抗することを確認。

トラスト地取得に手古摺ってきた行政・事業者等は近年、「地権者100名以上の場合は代表1名の同意で収用可」と法律を改悪、住民の抵抗手段は狭められたが、文化的な生活環境保全は憲法が保障する基本的権利であり地権者トラストの会は結束してたたかいを継続する。(トラストの会 柴田)

対外活動報告

- 12/01~02 沿線地区環境測定(NO2)
- 12/01 区政推進課(南線回覧内容に抗議)
- 12/02~03 上郷公田線公田地区工事説明会
- 12/06 公共事業改革市民会議世話人会
- 12/07 初鹿公共事業チェック議員の会 事務局長と協議
- 12/08 質問・回答会議(12/20)向け追加質問書提出(事業3者)
- 12/09 弁護士協議(4名参加、強制収用関連)
- 12/12 県公害審査会第28回公害調停
- 12/14 11.11. 神奈川共同行動総括会議(次回に向けての協議を含む)
- 12/18 トラストの会総会
- 12/20 事業者との質問・回答会議
- 12/21 横浜市より南線、上公線の計画変更要求書(11.11 神奈川共同行動時)に対する回答書受領
- 12/21 東京外環2聴(東京地裁)
- 12/27 水戸まさし議員、本村議員(衆議院会館)